

令和5年度 最終処分場の維持管理状況

施設名：長坂最終処分場

埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
数量(kg)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※当処分場は埋め立てを終了しております。

点検に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検日	4月3日	5月1日	6月1日	7月3日	8月1日	9月1日	10月2日	11月1日	12月1日	1月4日	2月1日	
擁壁等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遮水工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
調整池	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
浸出水処理設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
集排水設備凍結防止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※遮水工は目視による点検が不可能なため目視点検は行っておりません。

※調整池は設置しておりません。

※集排水設備凍結防止工のための設備は設置しておりません。

措置に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
措置日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

残余量に関する事項

測定日	—
残余容量(m ³)	—

※当処分場は埋め立てを終了しております。

ダイオキシン類測定結果

採取場所	単位	基準値	測定値	採取日	結果取得日	備考
処分場周縁上部地下水	pg-TEQ/L	1以下 ※1	0.30	令和5年11月14日	令和6年1月29日	ダイオキシン類の調査は、年1回実施
処分場周縁下部地下水		1以下 ※1	0.054			
放流水		10 ※2	0.000036			

※1 平成11年12月27日、環境省告示 0068 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の基準

※2 平成11年12月27日、環境省告示 0068 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく浸出水処理設備放流水の基準

令和6年2月 周縁地下水の水質検査結果

施設名		長坂最終処分場					
採取場所		処分場周縁上流域及び下流域					
測定項目	単位	基準値※1	定量下限値	下部地下水	上部地下水	採取日	結果取得日
電気伝導率	mS/m	—	0.1	380	44	令和6年2月20日	令和6年3月19日
塩化物イオン	mg/L	—	0.1	630	13		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出	令和5年11月13日 (上部地下水) 令和5年11月22日 (下部地下水) (毎年11月に調査を実施)	令和5年12月27日
総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満		
鉛	mg/L	0.01以下	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満		
六価クロム	mg/L	0.02以下	0.005	定量下限値未満	定量下限値未満		
砒素	mg/L	0.01以下	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満		
全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1	不検出	不検出		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出		
トリクロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
テトラクロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006	定量下限値未満	定量下限値未満		
シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満		
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満		
ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満		
セレン	mg/L	0.01以下	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005	定量下限値未満	定量下限値未満		
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満		

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第2

※ 「定量下限値未満」とは、分析方法による検出限界を表す。

令和6年2月		浸出水処理設備放流水の水質検査結果				
施設名	長坂埋立地浄化センター					
採取場所	放流口					
測定項目	単位	排水基準 ※1	定量下限値	測定値	採取日	結果取得日
水素イオン濃度	—	5.8~8.6	—	7.7	令和6年2月14日	令和6年2月22日
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	0.6	定量下限値未満		
化学的酸素要求量	mg/L	—	0.5	6.4		
浮遊物質	mg/L	60	10	定量下限値未満		
カドミウム	mg/L	0.03	0.001	定量下限値未満	令和6年1月17日 (年1回測定を実施)	令和6年1月24日
全シアン	mg/L	1	0.05	定量下限値未満		
有機リン化合物	mg/L	1	0.0005	定量下限値未満		
鉛	mg/L	0.1	0.001	定量下限値未満		
六価クロム	mg/L	0.5	0.02	定量下限値未満		
砒素	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
総水銀	mg/L	0.005	0.0005	定量下限値未満		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	定量下限値未満		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.0005	定量下限値未満		
トリクロエチレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
テトラクロエチレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.002	定量下限値未満		
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.002	定量下限値未満		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.002	定量下限値未満		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	0.002	定量下限値未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.002	定量下限値未満		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.002	定量下限値未満		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.002	定量下限値未満		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.002	定量下限値未満		
チウラム	mg/L	0.06	0.006	定量下限値未満		
シマジン	mg/L	0.03	0.001	定量下限値未満		
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.005	定量下限値未満		
ベンゼン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
セレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
弗素	mg/L	15	0.13	0.17		
ホウ素	mg/L	50	0.01	0.87		
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	5 ※2	1.0	定量下限値未満		
フェノール類	mg/L	5	0.05	定量下限値未満		
銅	mg/L	3	0.01	定量下限値未満		
亜鉛	mg/L	2	0.01	定量下限値未満		
溶解性鉄	mg/L	10	0.03	定量下限値未満		
溶解性マンガン	mg/L	10	0.005	定量下限値未満		
クロム	mg/L	2	0.02	定量下限値未満		
大腸菌群数	個/cm3	3000	—	0		
全窒素	mg/L	—	0.3	0.57		
全燐	mg/L	—	0.06	定量下限値未満		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸性化合物	mg/L	200	0.2	定量下限値未満		
1,4-ジオキサン	mg/L	10 ※3	0.005	0.008		

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第1

※2 鉱物油の場合。動植物油の基準値は30mg/L

※3 平成25年6月1日時点の既存廃棄物最終処分場に対する当分の間の基準値。

※ 「定量下限値未満」とは、分析方法による検出限界を表す。

※ 水素イオン濃度 (pH)については単位なし。